

令和6年8月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和6年8月5日

武雄市農業委員会

令和6年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和6年8月5日（月）  
（開会）13時30分 （閉会）14時20分

2. 場 所 橘公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川 さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣		○	18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
山田富久、小柳 満、差形勝見、西村栄義、山口恭広、  
原口昭文、大久保政則、蒲地哲也、奥山邦明、山口剛広、森 智、  
木寺 修、山崎秀美、福田克義、下平武二、北川信行、鈴山春樹、  
宮原洋昭、平川 香、古賀 勝、橋口康則、立川浩吉（以上22名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第4号	武雄市非農地証明願について	12件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報告第2号	農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 それでは、令和6年8月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

今回は、現体制での初めての通常総会となります。よろしくお願いいたします。本日は、8番笠原委員より欠席の届出がありました。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

**会 長** (農業情勢等の報告等については省略)  
ただ今から、令和6年8月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今回は、議案第1号から第4号までの審議をお願いします。本日の議事録署名人に、1番 大島 栄 委員、10番 川口 敏広 委員を指名いたします。それでは、議案審議の前に、事務局から先月分の報告事項をお願いします。

**事務局** 7月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

**会 長** 事務局から報告がありましたが、皆様方からお尋ね等ございませんか、  
(なし)

**会 長** 特に無いようですので、議事に入ります。

---

### 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

**会 長** 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されています。この議案について事務局から説明をお願いします。

**事務局** 議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからです。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の田2筆で1003平米。譲渡人は高齢のため、耕作・管理ができず、耕作放棄地になっている。譲受人は自宅に近く、耕作管理しやすいということで申請がされています。こちらの譲受人の方ですけれども、住所は〇〇市となっておりますが、住民票上は〇〇市ですが、実際は30年以上、〇〇にお住まいということでした。手押しの耕運機等を購入して、息子さんと野菜を作られるということでした。農地の価格は発生しておりません。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の畑、1筆119平米。譲渡人は市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は自宅に近く耕作しやすいということで申請がされています。雑種地とあわせて購入されているため、農地のみの価格は不明です。

申請番号 3 番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の田 1 筆、畑 2 筆で合計 3 筆の 535 平米。祖母宅の敷地に新築予定であり、祖母も高齢になったため、所有権を移転し、耕作・管理を行うということで、申請がされております。農地の価格は発生しておりません。

次のページに参ります。

申請番号 4 番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の田 4 筆、畑 2 筆、合計 6 筆の 1033 平米。こちら、遺贈による所有権移転となっております。遺贈というのは、遺言によって財産を相続人以外の人に贈ることとされていて、普通、相続人さんが、農地を相続された場合、相続登記をした時点で自動的に所有権が移るんですけども、今回の場合は、相続人以外の人に農地を譲るということで、自動的に所有権移転がされないため、農地法第 3 条により所有権移転を行うものです。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 5 番、権利の内容は所有権移転で、土地は〇〇町の畑 1 筆で 65 平米。譲渡人は相談があったため、譲りたい。譲受人は自宅に近く、耕作しやすいということで、申請がされております。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 6 番、権利の内容は所有権移転、土地は、〇〇町の田 8 筆、畑 1 筆、合計 9 筆で 5992 平米。こちら、譲渡人と譲受人の方は、実の親子になられます。生前贈与のため、所有権移転をしたいということで申請をされております。農地の価格は発生しておりません。

以上 6 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 議案の説明が終わりました。この 6 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番** 1 番と 2 番について、推進委員さんと一緒に現地確認に行ったわけですけど、1 番の方は、もう 84 歳でいきらんと。今までも耕作してなかったわけですけど、偶々、近くの方が作りたいと言われまして、是非譲ってくれということで話があって、現地を見たところ、別にそのいろいろな問題はありませんでした。

2 番の方は、〇〇に住んでおられますけど、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんのお父さんと〇〇さんが兄弟でありまして、〇〇さんの世情分けて、〇〇君が家の周りの土地を貰っておられまして、今度売りに出されたわけですけども、自宅近く、家の周りの土地を他人に渡るのは、あんまり好ましくないということで、〇〇君が叔父さんから土地を買うという形で。元々、その土地は、〇〇さんが畑をしておられてまして、これを他人に渡すのは嫌ということで、今度、所有権を移転するというので、話がありまして、ここも別

に耕作そのものも今までどおり続けられますけど、名義を甥っ子に変えられるということでした。以上です。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思います。

〇〇番 1 番の譲受人が〇〇に住所があるということですが、何でこういうふうになっているのか、理由は分かりますか。

事務局 聞いたところによれば、住民票を〇〇みたいな田舎に移したくないという感じのことを言われました。

会 長 ということだそうでございます。  
他に。〇〇委員、どうぞ。

〇〇番 1 番の案件ですけど、結局、地目が田んぼになっていて、耕作は畑作ということですが、前後の、水田やったら、水関係はどがんですかね。分かる範囲でいいですけど。

〇〇番 すぐ横に川がありまして、水は来てるんですけど、もう周りにはもう住宅だけ、そこだけ残っているんですよ。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に意見も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 6 件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 6 件の許可申請については、許可することに決しました。

---

### 《議案第 2 号 農地法第 5 条 許可申請》

---

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 4 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。資料は議案書4ページからです。

申請番号1番、権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の田1筆 419平米。申請地は交通の便もよく、住宅用地に適しているため、父名義の土地を借りて新築したいということで、一般住宅を計画されております。工事完了の時期は令和7年3月31日です。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆 28平米。今年3月に県外から転入した。申請地横の里道を乗り入れとして利用していたが、狭くて坂になっているため、不便だった。そこで、申請地を相談し、乗り入れ部分の拡幅工事を行ったということで、始末書添付の申請です。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆で901平米。申請地周辺は、賃貸住宅の需要が高く、申請地は隣接農地にも影響が少ないため申請に至る、ということで、3棟の賃貸住宅を計画されております。工事完了の時期は令和7年3月31日です。

申請番号4番、権利の内容は、賃借権設定。土地は〇〇町の畑、1筆 1057平米のうち、0.0962平米。令和元年頃、転用許可を受けずに電柱を設置していたということで、始末書添付での申請となっております。

以上4件、農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

〇〇番〇〇委員さんからよろしく願いいたします。

〇〇番

1番の件ですけど、ちょうど〇〇のセブンイレブンの後ろの所にありまして、周りは住宅で、これだけ残ってるんですけど、何も作っていらっしやいませんでした。〇〇さんと〇〇君は親子関係で、〇〇の息子さんです。息子さんが家を作りたいということで、ちょうど良か所に土地があったということで、そこに家を建てるとということで、別に周りに迷惑をかけるという耕作地もありませんでしたので判を押しました。以上です。

会長

申請番号2番の補足説明を〇〇委員さん、お願いします。

〇〇番

2番の補足説明をいたします。譲受人は書いてある通り、〇〇から転入してきて、私の家の近くです。家がものすごく急な道で、登った所であって、入口がものすごく狭くて、自動車が行くぐらいで、ちょっと狭いなということで、本人さんは、自動車をお持ちで、拡張したいということで申請がありました。駐車場の1台分というのは、冬場の凍結とかのために、1台分の確保をしたいということで、話がありました。以上です。

会 長            ありがとうございました。それでは、3 番の議案につきまして、〇〇委員さん、よろしくお願いします。

〇〇番            住宅とかしている会社でありまして、排水の方は、右側に川があって、下水は市の下水道があったので、別に問題ないと判断しました。

会 長            地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

〇〇番            お尋ね。4 番の電柱、1 回、1 回、このように農業委員会にかけないといけないのか。

事務局            申請番号 4 番の賃借権設定についての補足説明ですが、今回、賃借権を設定して、借受人に名義が挙がっている株式会社〇〇なんですけれども、〇〇の方で、大規模に太陽光発電設備を運営されている会社でして、そこで発電した電気を送電するため、電柱を適宜設置していたということでした。

先ほど、〇〇委員がご指摘いただいたように、電柱というのは、基本的に九州電力とか送配電事業の中で農地などを転用する場合には、県とかと協議をした上で、そういった工事に取り掛かるので、転用許可は不要と。届出を出していただく形になります。今回、事業者については、九電といったような公益事業者でないので、送配電の電柱なので、許可がある、太陽光発電の送電のために使うということで転用許可が必要。電柱 1 本分なので、たいした面積ではないんですけれども、出していただくということで整理がついています。

〇〇番            ということは、公益の会社だったら、出さんで良いわけですよ。

事務局            九州電力とか携帯会社とか、総務省から認定を受けた認定通信電気事業者っていうのがあるんですけど、認定を受けることによって公益性があるということで認定制度がありまして、それを受けた事業者も届出不要と整理しています。

〇〇番            それ以外だったから出たということですね。はい、分かりました。

会 長            この電柱に限らず、消防署とか作る場合は、こういう許可は、農業委員会の方は出さなくていいようになっております。電柱は初めてですけれども、他にございませんか。

〇〇推進委員    1 番の土地の名義は父ちゃん、息子が家を作りたいと言っている。家が建ったら、宅地課税でじいちゃんが税金を払わんばいかんと。名義を変えないと。

事務局           こちらは恐らく使用貸借権の設定ということなので、お父さんの土地を息子さんが借り受ける使用貸借なので、賃借料とかは発生しないんですけど。先程、〇〇推進委員がおっしゃたように、地目自体は宅地に変えなきゃいけないんで、ただ、所有者はお父様の所有なので、税金の請求自体は、土地の分に関しては、お父さんの方に、家屋の名義は息子さんなので、家屋は息子さんになります。

〇〇推進委員   はい、分かりました。

会 長           他にございませんか。

(質疑なし)

会 長           他に質疑もないようでございますので、議案第 2 号の質疑をとどめます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 4 件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長           異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 4 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

### ————— 《議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画 (案)》 —————

会 長           次に、議案第 3 号を議題といたします。

議案第 3 号「武雄市農用地利用集積事業計画 (案)」について、事務局の説明をお願いいたします。別冊になります。

事務局           資料は、議案第 3 号 農用地利用集積事業計画 (案) についてという別冊の資料になります。

1 ページをご覧ください。こちらに「令和 6 年度第 5 号利用権設定計画 (案)」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、なし。

橘町、田、再設定、3 件、3 筆、10,671 m<sup>2</sup>。

朝日町、なし。

若木町、なし。

武内町、田、新規、3 件、20 筆、24,798 m<sup>2</sup>。

畑、新規、1 件、4 筆、2,518.97 m<sup>2</sup>。



東川登町、田、再設定、1件、1筆、1,804㎡。

西川登町、なし。

山内町、田、再設定、2件、2筆、3,168㎡。

北方町、田、再設定、2件、3筆、8,157㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については10ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。この利用権設定の件でございますが、今日は農業公社の方から、中間管理機構に、来年の4月、令和7年の4月から一本化されることとなりますので、このことについて、後程ご説明に来ていただいております。

(質疑なし)

**会 長** それでは、意見もないようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

**会 長** 異議なしと認めます。よって、議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 《議案第4号 武雄市非農地証明願申請》

---

**会 長** 次に議案第4号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について、12件の証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第4号について御説明いたします。資料は議案書の6ページからです。説明に入る前に、すみません、修正が1件あります。議案書の左上の議案第6号とありますが、正しくはすいません、第4号になります。修正をお願いします。それでは説明に入らせていただきます。

申請番号1番、土地は〇〇町の田1筆。平成5年に資材置き場として許可を得ていたが、地目変更登記がなされていなかったということで、許可を得て、転用が完了している事実が認められているが、地目変更の登記が行われ

ていない土地ということで、非農地証明事務処理要領の該当事項 3 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の畑 2 筆。両筆とも平成 8 年に通路、資材置き場として許可を得ていたが、地目変更登記がなされていなかったということで、こちらも 1 番と同じく事務処理要領の該当事項 3 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の畑 5 筆。農地が耕作しにくい山間部にあり、昭和 50 年ごろから耕作しなくなり、山林化しているということで、自然的荒廃土地であって、かつ、耕作できなくなってから 10 年以上経過していることから、非農地事務処理要領の該当事項第 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 4 番、土地は〇〇町の畑 6 筆。昭和 50 年ごろから耕作しなくなり、山林状態となっているということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 5 番、土地は〇〇町の畑 1 筆。昭和 50 年頃、亡父が植林して現在に至る。山林状態になっているということで、人為的に無断転用され、かつ、その転用行為が 20 年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 6 番、土地は〇〇町の田 2 筆。平成元年頃よりイノシシから荒らされるようになり、耕作ができなくなり、現在は山林の様相をしているということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

次のページに参ります。

申請番号 7 番、土地は〇〇町の田 1 筆。平成 9 年に新築をした際に敷地の一部として整備し、現在に至るということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 8 番、土地は〇〇町の畑 8 筆。少なくとも 10 年以上前から耕作しておらず、山林化しているということで、事務処理の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 9 番、土地は〇〇町の畑 1 筆。20 年以上前から建設業者に貸しており、以来、資材置き場として利用されているということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 10 番、土地は〇〇町の畑 1 筆。平成元年から建設会社に貸しており、倉庫が建築され、資材置き場として利用されているということで、事務処理要領の該当事項の 5 号に該当事項該当するものと判断いたします。

申請番号 11 番、土地は〇〇町の畑 1 筆。昭和 60 年頃に新築をしてから舗装し、進入路として使用しており、現在に至るということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 12 番、土地は〇〇町の畑 1 筆、田 1 筆。昭和 50 年に新築した際に、駐車場として整備し、現在に至るということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会 長 地元委員さんから無いようですので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

〇〇番 一つ、確認。1番と2番は、許可は一応得ていたということですが、許可書か何かあったんですか。

事務局 許可書を確認しました。

〇〇番 確認したとね、はい。

会 長 なかなか登記ができていないところが多いんですよね。8番の件につきまして、遺言執行者とか、ちょっと聞きなれない言葉などがございますので、事務局の方から説明いただけますか。

事務局 議案第6号の申請番号8番について、〇〇〇〇様の遺言執行者ということで、〇〇〇〇様ということで、申請をされておられます。こちらについては、議案第1号の申請番号4番と関連しておりまして、そこで遺贈の制度については、事務局から先程、説明をさせていただいております。遺言執行者というのが、〇〇さんの方で、自筆で遺言書を書かれてるんですけども、これを家庭裁判所の方で正式な遺言として、認めるかどうかという、検認という作業があるんですが、そこで、この検認した中で、正式にこの〇〇さんが、〇〇さんの遺言を法律的に有効なものとして執行しますよ、っていうことでそこまで、確認をとられている。今のを簡単に言うと、〇〇さんの財産分与についての責任を一手に受けられるのが、この遺言執行者ということで、〇〇さんになられます。今回のケースでいくと、遺言を法律的に有効なものにするために、〇〇さんが法律とか法務局の方の手続きをされているんですけども、その結果、〇〇さんの農地を〇〇さんが農地をご自身で所有される。今回は、遺言執行者とその遺言によって、資産を取得される方が同一であったというケースになるんですけども。ここは必ずしも一致する場合ばかりではありません。

会 長 そしたら事務局の説明に、皆さん納得されましたでしょうか。大丈夫ですね。

〇〇番 3番から6番までの件で。地目が山林になって現況山林で登記簿が畑。今、現状、固定資産税はどちら。普通は大体现況課税。畑の、分らんね。

事務局 多分、農地のままでないでしょうか。

〇〇番 今後は、登記簿が変わるから、山林で安くなるということね、この人たちは。

会 長 皆さん、他にありませんか

〇〇推進委員 8番ですが、後継者は誰もいないんですか。

事務局 恐らくですね、〇〇さんの農地を今までずっと管理をされていたのが、この〇〇さんになられてるみたいですね。もう今まで迷惑をかけたのでぜひ土地を、もらって欲しいというようなお話があって、〇〇さん、相続権はないんですが、遺贈という制度で、一応譲るよ、という話になったみたいですね。後継者がいらっしゃったとかいうところまでは、ちょっと。

〇〇推進委員 それでは、〇さんという人の有効期限というか、いつまでしんさったら、そういう取り決めがあるのか。

事務局 3条として譲り受けられた農地をいつまで耕作されるかということですかね。基本的に3条で農地を譲り受けられた場合は、3年間は耕作をしてくださいね、という誓約書を取っているんで、確実に3年間は担保されているんですけども、それを超える部分については。

〇〇推進委員 これは山林だから。

事務局 非農地の分は、既に現況が山林ということで、農地でないよということを証明してください、ということで来られているので。ここを耕作して復旧するかどうかというところは、ここは恐らく非農地証明を出された時点で。

〇〇番 もう何もせんで良いということ。

事務局 登記と現況を合わせるというのが非農地証明の本質になっているので、現況が山林なので、登記も山林に変えます、という中で、現況証明 現況が山林ですよ、ということを農業委員会として証明。後継者については、ちょっと

会 長 3条の4番の申請の分は必ず3年間作られますが、非農地証明願いの8番の件につきましては、全て〇〇さんが遺言によっていただいていたので、そういうふうに理解していただきたいと思えます。

〇〇番 今さっきの話で、〇〇さんが今までずっと〇〇さんに作ってもらっていたということで。作ってもらっていたけど、結局、現況が山林だということは、ほったらかしとったから山林になったということ。

事務局 3条の方で動かす分は比較的平端部で、〇〇さんのご自宅近くにあつて、多分、管理もし易かったのかなと。非農地で挙がってる分が

〇〇番 別にあつたと。

事務局 離れた所にあつた。

〇〇番 はい、分かりました。

会 長 全て財産は〇〇さんがいただいでいらっしゃいますので、山もそうだと思います。  
他にありませんか。

〇〇推進委員 1番、2番。4号、5号は10年以上とか20年以上とか、10年以上とか分かりますが。3号の農業委員会で許可したのがまた戻ってくるのは、何で。登記をしてないってこと。これ、期間があるの。登記は許可が下りたら、迅速にせんばて指導をしてもらっているはずだから、何でまた非農地で農業委員会に戻ってくるのか。

事務局 仰るとおり、許可が出たら、その許可証をもって速やかに名義変更と地目の変更を行うということが、基本的な流れではあるんですけども、恐らく、所有者、登記名義人のみの変更しか行われてなくて、地目の変更まで行われてないっていうケースですね。恐らく、この所有権移転の際にうちの方から出した許可証の原本を法務局の方で取られているので、それ以降、地目の変更をするにあたって、その再発行とか、許可内容の証明を出さないといけない。多分、その中のお話の中で、許可を得ているのであれば、こういった3号、非農地で拾えますということで、こういう手続きに流れていく。

〇〇推進委員 農業委員会に2回かけんばいかん。

事務局 そうですね、確かに。

〇〇推進委員 許可出しとつても、無効になるとやろ。法務局も整理をするだろうから。そがんいつまでもその書類を保存しとくわけなかやろ。

事務局 許可を受けて、当時、転用行為が終わった。迅速に登記をと指導はしているわけですが。許可証自体の有効期限というのは、恐らく示されていないの

で、よっぽど5年、10年離れていたら、本当だろうかと確認は必要かなと。  
許可自体の有効期限はない、

〇〇番 平成5年というのは、相当前、32年ぐらい前。

会 長 このような登記を、3条の売買でも、登記がされていないというのがあります。何回か出てきた件もあります。やはり、登記をするにもお金がかかったり、そういうのがネックになってるんじゃないかなという感じもしますが、偶々、登記をしていなかったの、登記をするということで、また再び戻ってくる案件もあるということをご承知おきください。  
それでは、他に意見はありませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第4号、12件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市非農地証明12件について原案どおり証明することに決しました。

#### ————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第8号》 —————

会 長 以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。  
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」が1件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。こちら、200平米未満の農業施設への転用の届け出になります。番号1番、土地は〇〇町の田1筆、3346平米のうち105平米。農機具を格納するための倉庫が必要ということで、農業用倉庫を計画されています。転用の時期は、令和6年10月1日から令和6年11月15日となっております。事務局からの説明は以上です。

〇〇番 この案件は私の担当の案件でございます。現地確認に行きましたところ、もうすでに埋め立てられていて、以前ですね、このようなハウスの倉庫が建っていたそうでございます。それで、200平米以内ですので、報告事項でいいと思いますけども、ハウスの、今まで建てたってということで、このままでいいんじゃない

ないかと思って、印鑑を押しました。最適化推進員に関しましては、前〇〇委員さんに許可を得ております。以上です。

会 長 地元委員の説明が終わりました。報告第 1 号 農地法第 4 条 1 項第 8 号の規定による届け出につきまして、ご意見、ご質疑等があれば、出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 報告事項ですので、審議することもないと思いますが、この程度にとどめます。

### ————— 《報告第 2 号 農地等形状変更届出》 —————

会 長 次に報告第 2 号「農地等形状変更届出について」 1 件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 2 号について、ご説明いたします。番号 1 番。土地は〇〇町の田 1 筆、2981 平米です。水はけが悪いため、盛り土をし、引き続き田として利用するというので、田の嵩上げの届出でございます。変更時期は令和 6 年 10 月 10 日から令和 7 年 6 月 30 日。盛土計画として、嵩上げの高さは 1.2m、土量は 3500 m<sup>3</sup>。施工業者は株式会社〇〇となっています。変更後の利用計画として、大豆を耕作される予定です。

事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

〇〇推進委員 新しく変わったんですが、地元委員としてなのか何とも言えんとですが。ここが、水路に囲まれていて、全部水路に囲まれていて、道側、今、道路で書いてあるけど、今、排水溝をがばって造ってあるんですよ。盛り土して、切っている所なんで、嵩上げするのは問題ないんですけど、溝に影響がないようにというのが、注意せんといかんとかなと思ってですね。すみません、前の人から、うまいとこ引継ぎができていなくて。申し訳ないです。報告なのか質問なのかよく分からないですけど。

会 長 地元委員の説明が終わりました。これが報告事項ということでございますので、説明はよろしいですか。推進委員さん、大丈夫でしょうか。

〇〇推進委員 はい、溝をちゃんと確保してもらわないと、おかしいことになるので、溝に泥が落ちてこないように。逆にそういうことを私たちが、ただ注意せ

んばいかんとか、と思って。

**事務局** その件について、議案とは別冊で土地利用計画図をつけております。その46ページに、今ご指摘の事案の断面図をつけております。こちら、先ほど提案がありました市道との境、溝ですね、土がかからないように計画をされているようなので、影響はないのかなと思います。

**〇〇推進委員** はい、してありますね。すいません、分かりました。

**会 長** 農地転用等付近見取図及び土地利用計画図の一番最後の46ページに今の説明がされていますので、お目通してください。  
地元委員の説明が終わりましたので、報告第2号 農地等形状変更届出につきまして、ご意見、ご質疑等がありませんか。何かございませんでしょうか。

**〇〇番** これするのに、補助事業とかあって、受けてするんですか。それとも自己負担でしてある。

**事務局** 今ご指摘のあった件ですが、転用の許可にあたっては、事業費と資力の証明というところで、確認をするのがあるんですけども、この報告事項で形状変更届出は補助金をいただいてというのは確認していない現状です。

**〇〇番** 良かったら、今後、そのへん調べておいてください。こういうのがあれば、皆さん、助かる。もし、補助金であれば、よろしく願います。

**会 長** これは報告事項ですので、この程度にとどめたいと思います。

---

《 閉 会 》

---

**会 長** それでは以上をもちまして、本日、準備されました議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和6年8月の農業委員会総会を終わります。